

意見公募要領

1 意見公募対象

情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会「モバイル網固定電話の技術的条件」報告（案）及び電気通信事業政策部会「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」最終答申（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会（主査：相田 仁 東京大学特命教授）は、令和 7 年 9 月から、平成 17 年 10 月 31 日付け諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「モバイル網固定電話の技術的条件」について検討を行っています。

また、情報通信審議会 電気通信事業政策部会（部会長：岡田 羊祐 成城大学 社会イノベーション学部 教授）は、令和 7 年 9 月から、令和 7 年 6 月 17 日付け諮問第 1241 号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」のうち、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度について検討を行っています。

これらの検討は、ともにモバイル網固定電話に関するものであり、互いに関連性を有することから、モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班（IP ネットワーク設備委員会の下に設置）及び電気通信番号政策委員会（電気通信事業政策部会の下に設置）の合同会議を経て行い、この度、「モバイル網固定電話の技術的条件」報告（案）及び「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」最終答申（案）を取りまとめましたので、令和 8 年 2 月 18 日（水）から同年 3 月 19 日（木）までの間、意見募集を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4MBまでとなっています。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : new-number_atmark_soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 番号企画室

あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入り
ますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスマルが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を
極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送
付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、
ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっ
ています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課
番号企画室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合
があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャスト
システム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者まで
お問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承
ください。

5 意見提出期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月19日（木）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 番号企画室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わぬことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

- ・モバイル網固定電話の技術的条件について

　　総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

　　担 当：高橋補佐、荻原係長、平野官

　　電 話：03-5253-5862

　　電子メールアドレス：kikaku_tyousei_atmark_ml.soumu.go.jp

- ・モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度について

　　総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室

　　担 当：齊藤補佐、光廣係長、森岡官

電 話 : 03-5253-5859

電子メールアドレス : new-number_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意 見 書

令和 年 月 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長

情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 主査 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体名等) (注 1)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会「モバイル網固定電話の技術的条件」報告（案）及び電気通信事業政策部会「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」最終答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見